

平成24年第4回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成24年12月3日(月曜日)

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 猶野智和 | 2番 | 秋枝秀稔 |
| 3番 | 坪井康男 | 4番 | 俵 薫 |
| 5番 | 馬屋原真一 | 6番 | 岡山隆 |
| 7番 | 高木法生 | 8番 | 萬代泰生 |
| 9番 | 三好睦子 | 10番 | 山中佳子 |
| 11番 | 岩本明央 | 12番 | 下井克己 |
| 13番 | 河本芳久 | 14番 | 西岡晃 |
| 15番 | 荒山光広 | 16番 | 徳並伍朗 |
| 17番 | 竹岡昌治 | 18番 | 村上健二 |
| 19番 | 秋山哲朗 | | |

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 石田淳司 | 議会事務局補佐 | 岩崎敏行 |
| 議会事務局主査 | 岡崎基代 | | |

4.説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|----------|------|
| 市長 | 村田弘司 | 副市長 | 林 繁美 |
| 総務部長 | 波佐間 敏 | 総合政策部長 | 田辺 剛 |
| 市民福祉部長 | 福田和司 | 建設経済部長 | 伊藤康文 |
| 総合観光部長 | 藤澤和昭 | 会計管理者 | 古屋勝美 |
| 上下水道事業局長 | 久保 毅 | 総務部次長 | 倉重郁二 |
| 総務部次長 | 奥田源良 | 総合政策部長 | 篠田洋司 |
| 総合政策部長 | 佐々木昭治 | 総合政策部長 | 末岡竜夫 |
| 企画政策課長 | | 地域情報課長 | |
| 総合観光部長 | 大野義昭 | 上下水道事業局長 | 三戸昌子 |
| 観光総務課長 | | 管理業務課長 | |
| 教育長 | 永富康文 | 病院事業者 | 高橋睦夫 |
| 代表監査委員 | 三好輝廣 | 管理業者 | |
| 美東総合支所長 | 藤井勝巳 | 消防長 | 坂田文和 |
| | | 秋支所長 | 堀 洋数 |

教 育 委 員 会
事 務 局 長
監 査 委 員 長
事 務 局 長
市 民 福 祉 課 長

山 田 悦 子
西 山 宏 史
杉 原 功 一

病 院 事 業 局
管 理 部 長
建 設 経 済 部 長
次 長
教 育 委 員 長
社 会 教 育 課 長

金 子 彰
松 野 哲 治
佐 々 木 彰 宣

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成24年度美祢市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 4 議案第 2 号 平成24年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 3 号 平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4 号 平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 6 号 平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 7 号 平成24年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 8 号 美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9 号 美祢市実費弁償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 美祢市看護師奨学金貸付条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 美祢市下水道条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 美祢市都市下水路条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 美祢市保育所施設使用条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 4 1 号 美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 4 議案第 4 2 号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 5 議案第 4 3 号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 4 4 号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 4 5 号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 4 6 号 美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 4 9 議案第 4 7 号 権利の放棄について

日程第 5 0 議案第 4 8 号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について

日程第 5 1 議案第 4 9 号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について

日程第 5 2 議案第 5 0 号 美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定について

日程第 5 3 議案第 5 1 号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について

日程第 5 4 議員提出決議案第 1 号 進出企業に関する要望決議について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、平成24年第4回美祿市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部より、議案第1号から議案第51号までの51件と事務局からは会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）と、議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において岡山隆議員、高木法生議員を指名いたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、12月議会の冒頭にあたり、進出企業の事業変更及び新たな企業進出について、この2点の報告をさせていただきたいというふうに思います。

はじめに、1点目の進出企業の事業変更についてであります。

昨年9月議会の最終日に、企業進出の報告をさせていただいたところであります。大阪市に本社があります金属加工メーカートーフレ株式会社から、先般、事業計画変更についての申し出がありました。先に、御報告をいたしました報告では、美祿工業団地の一角に工場や研究棟建設を行い、50名程度の新規雇用が創出される旨の計画について報告を行ったところであります。これにより、昨年の10月26日に、本市とトーフレ株式会社は、正式に進出協定調印を行ったところであります。

しかしながら、このたび、トーフレ株式会社代表取締役中野勝利氏より、美祿工業団地の土地については、進出調印時に美祿市に提示、説明をしたフレキシブルチューブ等の製造工場建設を変更いたし、メガソーラー団地として活用するとの進出事業内容変更の申し出がありました。

本市といたしましては、突然の申し出であり、ましてや製造工場進出協定調印を正式に交わした後のことであることから、また雇用等の期待も大きかっただけに、誠に不本意と言わざるを得ないこととございました。

しかしながら、トーフレ株式会社の社内事情によることとございましたので、苦汁の思いではありますが、これを受け入れた次第であります。

なお、事業計画の変更によりまして、今後、建設予定のメガソーラー団地につきましては、地球環境にやさしい施設であるということから、世界ジオパークを目指しております本市の関連施設として、位置づけていきたいというふうに考えております。

以上が、1点目の御報告であります。

続きまして、2点目の新たな企業進出についてであります。

既に、新聞報道等で御存知の方もいらっしゃると思っておりますけれども、このたび、北九州市門司に本社があります、物流関連事業を展開をしておられます福岡トランス株式会社と、去る11月26日、ですから先月末ですが、この月曜日、山口県の立会のもと、秋山議長にも同席を賜り、進出協定の調印式を執り行いました。

このたびの進出は、主要取引先である美祿市内の企業への部品を納入するための拠点として整備されるものでありまして、美祿工業団地の一番西側の土地でありますけれども、約8,000平方メートルを購入、そして約2,000平方メートルの流通拠点兼製品加工工場を建設をされまして、来夏、ですから来年の夏、7月の操業開始を目指しているものであります。

なお、従業員の現地、ですから美祿市内の雇用につきましては、操業時に12名程度、5年後には20名を予定されておると社長の説明でありました。

進出をされまます福岡トランス株式会社の概要につきましては、昭和46年に設立をされまして、現在の資本金は1,800万円、売上高は約29億円、これは年間です。年間約29億円。従業員が約100名程度の物流関連事業、すなわち貨物運送や倉庫、組み立て梱包作業を主業とされておられます、いわゆるサプライチェー

ンの事業者であります。

現在の代表取締役は、お若い方でありまして、先の調印式では、さらなる会社の発展を目指そうとするのみでなく、地域に対する貢献についても力強い言葉で話していただきまして、これからさらに発展をしていく可能性を私はひしひしと感じとりました。私も大いに期待を寄せているところであります。

御承知のように、このような経済情勢ではございますけれども、引き続き、私市長自らのトップセールスをはじめ、積極的な企業誘致活動を行い、今回の誘致成功のように、一企業でも多くの企業進出に結び付けられるよう努力をしまいたいというふうに考えております。議員の皆様方の御協力もよろしくお願いを申し上げます。

以上、進出企業の事業変更及び新たな企業進出についての2点の御報告を終わりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。（発言する者あり）竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 議長のお許しをいただきましたので、ちょっと今、市長から、トーフレについて報告があったわけではありますが、当初、かなりの雇用があるということで、我々も期待もし、喜んでおったわけではありますが、メガソーラーということになると、雇用の状態はどういうふうになるのかという報告がちょっとなかったんですね。

本来、工業団地っていうのは、企業は来ていただいて、全部ロボットで誰も使わないという企業を目指しているわけじゃないんですね。やはり、雇用というものを期待しながらやってるわけありますので、その辺のところがないっていうのが1点。

それから、もう一つは、今まで北浦三市で長門市さん、萩市さんと仲良く、議会のほうも親睦を重ねたり、共に調査・研究しながら、地域発展のために取り組んできたという長年の経緯があるわけですね。その中で、萩市さんの対応が、いかなる事情かわかりませんが、極めて我々にとっては不服であり遺憾であります。新聞には、萩市さんのほうで、西日本の拠点工場にしたいというような意向があるという発表をされたと思うんですが、そのことも市長はあえて三市の友好ということで、発表されなかったんだらうと思うんですが、私としては、長年、萩市さんや長門市

さんと北浦三市ということで、共に、地域経済の発展のために取り組んできたものからすれば、極めて不服であります。萩市さんに対して、本当、抗議を申し上げたいと思います。美祢市に、このトーフレが進出をするということは、既に新聞でも公表されておりますので、知ったうえでの行為であるということで、強く抗議を申し上げたい。できれば、今の雇用の問題も御報告いただければお願いをしたい。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の不安、それからこういう状況に立ち至ったことへの不満、市民の代表としての不満だろうと思います。よくわかります。私も、首長として非常にその思いは強く持っております。

1点目に申されました雇用の件ですが、実は、壇上でも御報告のとき申し上げたけれども、トーフレ株式会社が進出されるということで、50名程度の雇用が見込めるといふふうに考えておりました。

また、滋賀に現在は、トーフレ、工場を持っておられますけれども、そちらの方からもかなりの方がこの美祢市、来福台のほうにもう既に居宅を構えられる準備をしておられるということ、社長からの話も伺っておりましたので、市外からもかなりの方が入って来られることで、美祢市にとりまして、雇用が生まれる、そして消費効果も生まれるということで、大変期待をしておったところであります。

しかしながら、先に私どものほうに社長が来られまして言われたことが、社内事情という言葉が先程申し上げたけれども、現下の経済状況を踏まえて、この美祢工業団地での事業展開はメガソーラーにしよう、したいということを申されました。

メガソーラーになりますと、実を申しますといろんな写真等で、議員も御承知でしょうし、ほかの議員の方々も、市民の方々も御承知でしょうけれども、太陽光パネルを並べまして、大きな太陽のエネルギーを取り込んで電力に変えていくというものでございます。

ですから、形状的には人の雇用を要しませんので、雇用については、ほぼ皆無になるだろうと私は思っております。ですから、50がナッシングになるという形ですね。非常に、これは私も落胆をいたしました。

しかしながら、こういうふうな現下の経済情勢ですので、企業のほうが生き残りをかけて判断をされたといふふうに考えましたので、いたし方ないということで、

お受け入れをした次第です。

しかしながら、今おっしゃいましたように、これはなるだけ私も隣の市のことでありますから、今、壇上での発言を避けたつもりですけれども、こういうふうに質問されましたので、お答え申し上げるけれども、もうこれ新聞等に流れましたから。トーフレ株式会社が萩市のほうに工場をつくるということをされるということ。通常、自治体と企業が正式に進出協定を結んで、それを反故をする形、ですから内容を全く転換をして、ほかのところに動くということであれば、ちょっとそれは意図がおかしいです。

ですから、ほかに動くんじゃないに、事業そのものを変えたというなら、私はそういうふうには理解しておりましたので、いたし方ないというふうには思っておったんですが、そのことではなしに、事業の活動そのものを美祢市はメガソーラーにして、フレキシブルチューブの金属加工工場を萩市につくるということをされたということは、重大に信議上の問題であります。

逆を言えば、萩市さんのほうが、美祢市と既にそのことで調印をしておったものを萩市になったということは、私は逆の立場であれば、例えば、萩市にそのことで調印されたものを、美祢市のほうにそっと裏で何らかのことをかどうかわかりませんけれども、持ってくるということは、信議上の問題、人間同士であれ、地方自治体間であれ、国の間のことであれ、いろんなことはありますけれども、信議の問題があります。

特に、萩市というのは、かつて、今もですけれども、美祢市と萩市と長門市は、北浦三市ということで、非常に近い地縁があるということで、仕事関係でも行き来がありますし、隣の市ということで長らく友誼を結んできたわけです。

ですから、そういう隣の市がそのことをされたということについては、ちょっと申し訳ないけど、非常に私、立腹をいたしました。

私は、日ごろはおとなしいですけど、優しそうな顔してますけど、私が立腹をいたしますと、かなり怒ります。萩の野村市長がお断りにきたいと、謝りにきたい、お断りにきたいということを数度、私のほうに連絡がありました。来られなくても結構です。現実にごういことになりましたんで、今更、これを変えるということではできませんから、来られなくて結構ということを申し上げた。

先週の金曜日、山口県の市長会がありましたので、私、会場に行きましたら、野

村市長が玄関のところで外で待っておられました。私をですね。やはり、頭を下げられて、野村市長がおっしゃったのは、私が、村田市長の立場だったらただではすまさないという、そういうことをしましたということをおっしゃいました。ですから、そのことを認識をされた上でのこのことだったというふうに理解をしています。

しかしながら、今、これからも萩市と美祢市というのは、未来永劫隣り合って、隣人関係にあります。ですから、この1点をもって、この萩市との友好、友誼関係を根本からくずしてしまうというのは、私の本意ではありません。ですから、このことについては、萩の市長にはっきり申し上げましたけれども、このことは通常では許される行為ではない、信議上ですね。

しかしながら、今後の美祢市民、萩市民との付き合いもありますので、それを踏まえた上で考えていくということを申し上げた。萩の市長も大変、頭を下げられましたけれども、これは覆水盆に返らずという言葉がありますけど、一度ひっくり返された盆の水は元に戻らないということがありますが、我々も大人ですから、この地域そして萩市との関係を含めて、観光交流拠点都市を目指しております。萩の観光施設もありますから、いろんな面も含めて、冷静に大人の対応をしていきたい。

今後、失った雇用の部分については、先ほども申し上げました福岡トランスの企業誘致にも成功いたしました。今後も私以下、職員も本当に我が事としてこの地域に雇用をもたらすというのは、非常に大切な事ですから、やっていきたいと思っております。今後竹岡議員はじめ、議会の方々もいろんな面で、このことの御協力を賜ればと、こういうふうに思っています。

今、地方自治体間は非常に厳しい競争の時代になりますので、我々は信議を保ちつつ、きっちりとこのことをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほかよろしいですか。竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 市長の苦しい立場もよく理解できます。議長にも申し上げたいんですが、我々、議会といたしましても、先ほど申し上げましたように、長年北浦三市で共にやってきたのに、今後握手しても手にとげがたったまんまで握手するという形で、握手するたびにちくちく痛いというような状況では、互いにうまくいかないと思うんですね。それなりに、議会側としても強く萩市さんに抗議を申し上げていただきたい。

以上、そのことをお願いしまして終わりたいと思います。以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほかよろしいですか。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から、日程第53、議案第51号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成24年第4回美祢市議会定例会に提出をいたしました議案51件について御説明をいたします。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。

処分事件は、平成24年度美祢市一般会計補正予算（第4号）であります。

これは、先の第181回臨時国会において、衆議院が解散されたことに伴い、今月16日に執行が予定されております衆議院議員選挙に対処するため、歳出予算では、総務費の選挙において、衆議院議員選挙費2,607万1,000円を追加し、歳入ではその財源として、県支出金を同額の2,607万1,000円計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億6,183万2,000円としたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月19日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成24年度美祢市一般会計補正予算（第5号）についてであり

ます。

このたびの補正は、人件費を始め、当面必要とする経費及び事業実施に伴う精算等について補正するものであります。

まず、歳出であります。各費目で共通して計上しております人件費につきましては、本会計の職員が他会計からの異動により1名増員したこと及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整などによるもので、給料が1,322万8,000円、職員手当が1,087万7,000円、共済費が、2,111万3,000円の増により、総額4,521万8,000円の増となったところであります。

次に、人件費を除いた各費目の主な補正について御説明いたします。

まず、総務費では、財産管理費で積立金を5億3,100万円増額しております。これは、将来の財政運営に資するため、財政調整基金、減債基金、庁舎等整備基金の積み立てを行うものであります。

次に、企画費で償還金を123万2,000円追加しております。

この償還金は、国の補助金を活用して、平成18年度から3ヶ年で農林水産省の指導のもと、事業実施したMYTに係る情報通信施設整備事業において、会計検査院から返還の指摘があったことにより計上したものであります。

具体的には、合併前、旧美祢市において平成18年度に実施した当該整備事業の実施設業務において、補助対象区域である農業振興地域の区域とそれ以外の区域の設計を併せて実施しておりますが、設計委託料が案分されておらず、設計委託料の全額に対して補助金、これは612万5,000円が交付されているという会計検査院の指摘を受け、補助金の返還をするものであります。

民生費の社会福祉費では、前年度の決算が確定したことから、障害者福祉費及び老人福祉費などで、国等の補助金積算返還金を1,326万5,000円追加しております。

また、老人福祉施設費においては、燃料代の高騰などにより需用費を79万3,000円の増額、国民健康保険費では、基盤安定事業費が確定したことなどにより、繰出金を1,203万7,000円増額しております。

児童福祉費では、市内に居住されておられる方が勤務の都合などにより、市外の施設に児童が入所する場合に発生する広域保育委託料を255万7,000円、赤郷保育園・嘉万保育園でシロアリ被害が発覚したことにより、施設整備工事費など

により159万9,000円を増額しております。

生活保護費では、国等の補助金精算返還金及び増額傾向にある生活保護扶助費で総額3,190万1,000円を増額しております。

次に、衛生費では、保健衛生費の予防費におきまして、予防接種委託料など1,104万3,000円増額しております。これは、ポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに変更され、また、集団接種から個別接種に変更されたことによるものであります。

清掃費におきましては、カルストクリーンセンター及び衛生センターで使用する燃料の単価高騰の影響などにより、需用費を357万3,000円増額しております。

次に、労働費では、市内の事業所に就職された方を支援する就職祝金を20万円及び平成3年度に建設した美祢勤労者総合福祉センター内のエアコンが老朽化により故障したことから、この更新に係る工事請負費を69万3,000円追加しております。

次は、教育費であります。

小学校費及び社会教育費において、それぞれ工事請負費を追加しております。小学校費は、淳美小学校内の通学路が陥没したことによる整備工事費150万円、社会教育費は於福公民館の正面外壁タイルが剥落して危険であることから、この整備工事費84万円をそれぞれ計上しております。

以上が歳出補正予算の主なものであります。

一方、歳入につきましては、特定財源の分担金、国・県支出金、諸収入を2,969万5,000円増額するとともに、繰越金、繰入金、地方交付税や寄附金など、一般財源を6億2,392万5,000円増額補正するものであります。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額6億5,362万円追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億1,545万2,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。

ふるさと応援未来創造交付金は、2ヶ年で本交付金を活用した事業実施される地域が1地区あることにより、また、於福地域交流ステーション指定管理料及び厚保地域交流ステーション指定管理委託料は、平成25年度から3年間の指定管理費に

ついて、債務負担行為を設定するものであります。

議案第3号は、平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、まず、歳出では、総務費で人事異動等に伴う人件費の調整として194万円を減額補正いたしております。

次に、保険給付費におきましては、増加傾向にあります療養給付費や高額療養費を2億4,085万9,000円増額、金額の確定に伴います後期高齢者支援金や前年度の精算による国・県負担金の返還金など1,731万7,000円を追加計上するとともに、医療費の増嵩対応と財源調整のため予備費に103万8,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、国・県支出金及び療養給付費等交付金を特定財源として、1億4,971万2,000円を充当するとともに、一般会計からの繰入金など3,050万2,000円及び繰越金7,717万円を一般財源として充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額2億5,738万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,196万7,000円とするものであります。

議案第4号は、平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整として102万1,000円を増額補正するとともに、財源調整として予備費を同額の102万1,000円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,491万3,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。

美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村について、平成25年度から3年間の指定管理料に係る債務負担行為を設定するものであります。

議案第5号は、平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正は、歳出費目に計上しております人件費につきまして、人事異動

等に伴う調整を行い、人件費総額を321万2,000円増額しております。

人件費以外の補正につきましては、前年度の精算の結果、超過交付となった国庫支出金等の返還金など1億4,615万6,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を321万2,000円減額し、介護給付費準備基金繰入金4,764万1,000円及び繰越金9,851万5,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額1億4,294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,872万1,000円とするものであります。

議案第6号は、平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成23年度の後期高齢者医療保険料として後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金70万1,000円と、後期高齢者医療保険料の過誤納還付金75万5,000円を増額計上し、歳入では、その財源として、繰越金145万6,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,750万5,000円とするものであります。

議案第7号は、平成24年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)であります。

このたびの補正は、人事異動による人件費の調整と秋芳簡易水道事業の修繕費を増額するものであります。

この補正により、平成24年度に予定する純利益は5万1,000円となり、繰越利益剰余金798万5,000円と併せると、未処分利益剰余金は803万6,000円となるものであります。

議案第8号は、美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

美祢市秋芳地域情報通信施設につきましては、平成23年5月に策定いたしました美祢市地域情報化計画に基づき、平成25年3月31日までに有線電話、インターネットサービス業務を廃止することから、これに伴い、同条例の所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、美祢市実費弁償条例の一部改正についてであります。

これは、地方自治法の一部を改正する法律が、平成 24 年 9 月 5 日に公布・施行されたことに伴い、同法の規定を引用しております美祢市実費弁償条例につきまして、条項ずれが生じたこと等により、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

本条例は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市の財政状況を公表する範囲や方法などを定めたものであります。

このたびの改正は、平成 25 年 3 月に、美祢市土地開発公社を解散する予定としておりますことから、この条例から土地開発公社に係る規定を削除するものであります。

なお、本条例の施行期日は美祢市土地開発公社の解散について、山口県知事の認可のあった日としておりますが、平成 24 年度の当該公社の経営状況は、従前のとおり公表することとしております。

議案第 11 号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市立田代小学校において、平成 25 年度から通学する児童が見込めないことから、平成 25 年 3 月 31 日をもって、当該小学校を廃止するため、美祢市立小学校設置条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議案第 12 号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国民健康保険税の課税額に係る税率の改定並びに保険税の納期を改正するものであります。

少子高齢や医療の高度化により毎年度医療費が増加する中、美祢市国民健康保険では国民健康保険基金を取り崩しながら、合併時の税率を維持してまいりましたが、平成 23 年度決算後には国民健康保険基金残高が 2 億 5,668 万 5,579 円となり、平成 24 年度も 1 億 3,000 円の基金取り崩しを予定しております。

今後も引き続き医療費の増加が予想されることから、美祢市の国民健康保険税の改定について、市長の諮問機関である美祢市国民健康保険運営協議会に諮問した結果、国保財政の安定化に向けた対策として国民健康保険税の改定は必要という旨の答申が提出されております。

この答申を踏まえ、適正な国保財政の運営を維持するために、このたび条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額それぞれの均等割、平等割、資産割及び所得割のすべての課税額を改定するものであります。

また、併せて被保険者の納期ごとの負担軽減を図るため、7月から翌年2月までの8期に分けております納期を7月から翌年3月までの9期に改正するものであります。

議案第13号は、美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてであります。

これは、昨年制定いたしました美祢市の地域医療を支え育てる条例に基づき策定しました美祢市の地域医療を支え育てる基本計画の行動目標の一つであります深刻な看護師不足を解消するため、奨学金の貸し付けについて、新たに条例を制定するものであります。

主な内容としては、看護師養成学校等に就学し、卒業後、一定の期間、美祢市内の病院等に勤務することを目指すものに対し、月額5万円の奨学金を貸し付け、また、定められた期間、美祢市内の病院等に勤務した者に対し、奨学金の返還を免除するものであります。

議案第14号から議案第19号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に係る第2次一括法の施行に伴う条例の制定及び条例の一部改正についてであります。

議案第14号は、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

議案第15号は、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

これらは、これまでの厚生労働省令で規定していた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を新たに条例に定めるものであり、平成25年4月1日から施行するものであります。

議案第16号は、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定めるものであります。

議案第 17 号は、美祢市下水道条例の一部改正についてであります。

これは、下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるものであります。

議案第 18 号は、美祢市都市下水路条例の一部改正についてであります。

これは、下水道法の一部が改正されたことに伴い、都市下水路の構造の技術上の基準、排水施設の構造の基準及び維持管理の技術上の基準を定めるものであります。

議案第 19 号は、美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定についてであります。

これは、水道法の一部が改正されたことに伴い、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う水道の布設工事、当該業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格を定めるものであります。

なお、議案第 16 号から議案第 19 号までの条例の一部改正は、公布の日から施行するものであります。

議案第 20 号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

これは、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢における短期入所及び介護予防短期入所に係る食費について、提供した食事分のみ食費を徴収することとするため、一食ごとの食費を設定する改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行するものであります。

議案第 21 号から議案第 46 号までは、使用料・手数料に関する条例の一部改正であります。

これは、美祢市行政改革推進委員会より使用料・手数料の見直しについて答申がなされたことを受け、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

議案第 22 号から議案第 46 号までは、使用料の改正関係であり、議案第 22 号は、美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 23 号は、美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改

正について。

議案第 2 4 号は、美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 2 5 号は、美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 2 6 号は、美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 2 7 号は、美祢市立学校施設使用条例の一部改正について。

議案第 2 8 号は、美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 2 9 号は、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 0 号は、美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 1 号は、美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 2 号は、美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第 3 3 号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、使用料の改正と併せ、議案第 1 1 号で提案しておりますように、平成 2 5 年 3 月末日をもって、美祢市立田代小学校を閉校することから、本小学校の体育館及び運動場をそれぞれ美祢市田代体育館、美祢市田代多目的広場として、市民の健康の増進と体育・スポーツの振興を図るための体育施設として新たに活用するとした条例の一部改正をするものであります。

議案第 3 4 号は、美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 5 号は、美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 6 号は、美祢市保育所施設使用条例の一部改正について。

議案第 3 7 号は、美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 3 8 号は、美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて。

議案第 39 号は、美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 40 号は、美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 41 号は、美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 42 号は、美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 43 号は、美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 44 号は、美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 45 号は、美祢市都市公園条例の一部改正について。

議案第 46 号は、美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

以上、議案第 21 号から議案第 46 号までの条例 26 件は、使用料・手数料に関する条例の一部改正等ではありますが、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議案第 47 号は、権利の放棄についてであります。

美祢市と美祢市土地開発公社は、将来の財政健全化に向け、平成 23 年 2 月に美祢市土地開発公社経営改革方針を策定し、平成 24 年度末に第三セクター等改革推進債を活用した美祢市土地開発公社解散方針を公表しますとともに、平成 24 年第 1 回美祢市議会定例会におきまして、美祢市土地開発公社の解散に係る関連議案 4 件を提出し、可決いただいたところであります。

現在は、美祢市土地開発公社の解散に向けて、公社のすべての債務を解消する事務を進めており、美祢市が債務保証を付しておりました美祢市土地開発公社の民間金融機関からの借入金残額、20 億 4,365 万 4,499 円について、美祢市が償還を行ったところであります。

また、美祢市が代位して弁済を行いました金額のうち、美祢市土地開発公社から

代物弁済を受けました土地の時価相当額 1 7 億 2 , 9 5 6 万 8 , 2 9 7 円を除いた、3 億 1 , 4 0 8 万 6 , 2 0 2 円につきましては返済を受けることができず、公社からこの残債務について、債務免除の依頼がありましたことから、このたび美祢市土地開発公社を解散するための債務解消として、3 億 1 , 4 0 8 万 6 , 2 0 2 円の求償権を放棄するものであります。

以上により、美祢市が権利を放棄することについて、地方自治第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 8 号から議案第 5 1 号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第 4 8 号、議案第 4 9 号は、美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてであります。

議案第 4 8 号は、同施設のうち於福地域交流ステーションの指定管理者を於福地域交流ステーション推進協議会に指定するものであり、議案第 4 9 号は、同施設のうち厚保地区交流ステーションの指定管理者を厚保地区交流ステーション振興協議会に指定するものであります。

なお、両施設とも、指定の期間は、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 3 ヶ年とするものであります。

議案第 5 0 号は、美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に桂木山麓緑地自然公園組合を指定するものであります。

なお、指定の期間は、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とするものであります。

議案第 5 1 号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてであります。

これは、両施設を一括管理する指定管理者を、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークに指定するものであります。

なお、指定の期間は、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 3 ヶ年とするものであります。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第

6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案 5 1 件について、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げますところでありませう。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時 1 1 時 1 0 分まで休憩をいたします。

午前 1 0 時 5 5 分休憩

.....

午前 1 1 時 1 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、市長より発言の申し出がありましたので許可いたします。

市長（村田弘司君） 先ほど、壇上にて提案説明をいたしましたけれども、議案第 5 号の平成 2 4 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の部分におきまして、人件費を 3 2 1 万 2 , 0 0 0 円増額というふうに説明申し上げましたけれども、正しくは増額ではなしに、減額でございますので、私の言い間違いでございます。ここで訂正をさせていただきます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 1 1 分休憩

.....

午後 4 時 4 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第 9 条第 2 項の規定により、議事の都合によって予めこれを延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 4 時 4 1 分休憩

.....

午後 5 時 1 4 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

只今机上に配付したものは、議事日程表（第1号の1）、議員提出決議案第1号、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。

日程第54を日程に追加し、先議したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第54を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第54、議員提出決議案第1号進出企業に関する要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。荒山光広議員。

〔荒山光広君 登壇〕

15番（荒山光広君） 議員提出決議案第1号進出企業に関する要望決議について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員の御賛同をいただきましたので、提出するものであります。

それでは、要望決議案を朗読いたしまして、提案理由の説明に変えさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

進出企業に関する要望決議について。

日本の製造業は、卓越した技術力と、効率的な生産力によりつくられた優良な製品を国内市場に供給するとともに、その多くを海外へ輸出し日本経済を牽引しています。

このことは、多くの雇用を創出し、人口の定着を安定的なものとすることで、税収の増加や内需関連産業の振興にもつながっています。

企業進出は、雇用の確保、人口定住や消費拡大など市の振興につながるが大いに期待できることであり、本市と昨年10月に進出協定を結んだ企業があることは、雇用の創出など市民の期待も大変大きいところであります。

しかし、本年11月に当該企業から社内の諸事情により、本市での事業内容の変

更の申し入れを受けたところです。その後、当該企業による当市で予定していた事業内容が、萩市で事業展開を決定したとの報道を受けたことは、当市での雇用の創出や消費拡大が見込めなくなっただけでなく、これまで築いてきた北浦三市間での信頼関係を損なうものであり、誠に遺憾に感じているところであります。

今後、市におかれましては、雇用の創出が期待される企業誘致を強力に押し進めていただくとともに、進出企業への支援策のさらなる取り組みを要望します。

さらに、議会側も全面的に協力をいたしますことを申し添えます。以上、決議する。平成24年12月3日、美祢市議会。美祢市長村田弘司様。

以上で、提案理由の説明といたします。全会一致をもって、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出決議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議員提出決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第1号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は可決されました。

提案理由の説明は、既に終わっておりますので、これより議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（平成24年度美祢市一般会計補正予算（第4号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号平成24年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号平成24年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号美祢市実費弁償条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号美祢市立小学校設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。国保税が上がるということは、市民にどう説明されるのか、ただ説明なくして、保険料が上がったその納付通知書を送るだけなんでしょうか。

それと、全体でどれぐらいの税額が、増収になるのでしょうか。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、何かあります。

9番（三好睦子君） 予算委員会でしょうか。これは内容が。ではない。条例の改正。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 議案の付託表がお手元の机の上の上に配付してないですか。三好議員も、議会運営に出ておられますから、どこの所管かというのはわかっておると思うんですけども、教育民生。はい、どうぞ。

9番（三好睦子君） 私、総務に入っておるので、これに質問させてください。

議長（秋山哲朗君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の三好議員の質問にお答えいたします。

市民への広報等につきましては、市報、並びに有線テレビ等を通じまして、広く税額の改定について御連絡させていただければと思っております。

また、税額の改定につきまして、その税がどのぐらい大きくなるかということなんですが、今、こちらのほうで、25年度の予想を立てておりますところでは、約2億円程度のお金が、税収が上がってくると見込まれます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） それでは、美祢市国民健康保険税条例の一部改正ということで、今回、市長のほうからも提案説明があったところで、大体、概略はわかったんですけども、今回、この一部条例で美祢市における国民健康保険税が、私の記憶じゃ五、六年なかったように記憶しております。今回、この一部改正ということで、国民健康保険税が少子高齢化に伴って、この給付を受ける方がたくさんふえてきてる。実際ね。

それで、税についても今回やむを得ず、これをどうするかっていうことで、美祢市における国民健康保険運営協議会、こちらのほうに、諮問されて答申を受けていますね。その中で、今回、美祢市の国民健康保険税は、平成20年以降、合併以来、改定せずにこれまで運営してきたと言っています。

それで、単年度は、毎年赤字を計上し、そして合併当初約6億円もあった基金も、平成23年度決算では2億5,000万、そして、ことしの平成24年度見込みでは1億2,000万円まで減って、非常に厳しい運営状況になったということで、ますますこれから少子高齢化ということでよくわかります。

平成25年度から美祢市における国民健康保険税は、税率をかなりちょっと今まで額が上がるということで、そこで説明したいのは、今回かなり何と言いますか、額が上がり方が非常に大きいなという思いがあります。平成24年度、この1世帯あたりが調定額が12万3,000円、一人あたりの調定額が8万程度、これは所得の多い人から少ない人、一概に言えないんですけど、これがかなり4万程度、一人当たりのこの調定額も4万上がります。

問題は、この何とか上がる額を、今までここまでゴーンと額がちょっと上がりすぎた。6年間しなかったちゅうこと自体が、途中でやったほうがよかったかどうかわかりませんが、この辺の今回、6年間しなかった点をまずお聞きしたいことと、そして、この国民健康保険税、今後所得が五、六百万ある方は、厳しいなりにも国民健康保険税、今回、調定額が上がって、それは何とか払っていくことはできるけども、私よく聞くんですよ。所得が自分はまだ200万程度しかない。そして子供が大学に行っていて、本当にきつい。実際もう払えない。400万もあれば私は払えますと言います。だから、そういう面で、実際そういった払えない方に対して、今後どのような対応策があるのかどうか。この今、2点についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 1点目の今まで国保税をどうして上げておかなかったか、もう少し早い段階で上げた方がよかったんじゃないかという趣旨の御質問だったと思います。6年という言葉、おっしゃいましたけれども、旧美祢市のことを含めてだろうと思います。合併して4年半、5年目に入っておりますけれども、合併以来、国保税を上げてないということ。

これは、岡山議員もおっしゃいましたけど、合併時に旧一市二町の国民健康保険基金ですね。これが6億円を超えておったということ。ですから、単年度につきましては、収支が赤字になるということが、既に合併をもくろんだときから、ほぼ明らかになっておりました。

しかしながら、基金を6億円を超えるものを積んでおきながら、さらに国保に入っておられる方に対しまして、税を引き上げるということは筋論として通らないということがありましたので、ある一定の耐えられるところまでは、国保の体質を強化をしながら、我慢をしようというもくろみがございました。

それで、今回、23年度末で2億円を超えとった基金が、今年度で、やはり単年度赤字が出ますんで、最終的には2億円弱ぐらいだったかな。留保できる金が、基金。（発言する者あり）2億5,000万ということですので、これはやはり、もうこの時点で上げるのが、やはりもっとも国保に入っておられる方にとって、よろしいという言葉は、税を上げますんで、ちょっと言いづらいんですけども、この時期にさせていただくということを今回の議会にお出しをしたわけです。

今後も、これをもう1年遅らせますと、この国保の財政そのものが破たんをしかねないということになりますんで、これが引き上げをお願いをする最終的なちょうど時期であろうということの政治的な判断によって、国保の運営協議会に諮問をさせていただきまして、諮問機関の国保の運営協議会のほうにおかれまして、やはりこの時点で上げるのが妥当であろうということをお答えをいただきましたので、今回この議案を出させていただいたということでございます。1点目は以上です。

2点目については、杉原課長のほうから。

議長（秋山哲朗君） 杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、2点目につきましてお答えいたします。

この税率の改定につきましては、国保税の安定的な運営のために必要なものでございます。この改定によりまして、被保険者の中には、税を納めていくのが大変苦しくなる方も出てくると思います。

この件につきまして、必要な改定だということを皆様に御理解いただいた中で、滞納が出るような方につきましては、個々にケース的に対応してまいりまして、軽減や免除などの制度の利用や計画的な分納等につきましても、相談をしながら対応していければと思っております。

また、現在、議案に出しておりますものの中に8期、今まで、国保税を8期に分けて、納付をしておりますところを、このたび9期に変えるということで、納期ごとの負担を軽減するということを図るために、条例の改正に盛り込んでおります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） 今回、9期に分納するというので、それは今回かなり国民健康保険税が上がるからということで、そうせざるを得なかった部分はよくわかるんですけども、いずれにしても、今後本当に大変な方も、所得が200万円以下の方もたくさんおって、さっき言ったように、今後、問題は、国民健康保険税を精一杯出していこう、そういった趣旨のある方に対しては、分納でやむを得ないところはあると思います。

そういったところをしっかりと今後、その期間はいつから、そしたら正式に満額を払っていけるかどうか、その辺をしっかりと相手を見ながら判断していくことが大切ではないかと思っておりますので、その辺についてのシミュレーションといたしますか、その辺のお考え方はどうなんでしょうか。最後に。

議長（秋山哲朗君） 杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 現在、確立したシミュレーションというものはございません。個々の対応という形で、それぞれ現在、既に滞納のある方、また新たに納めにくくなる方ということで、いろいろ分かれてくると思います。その中で、また資格等の適正化も図りまして、国保税が適当にかかっているかも確認しながら、その負担が軽減できるように、対応していきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） 答えはいりませんが、いずれにしても今後、そういっ

た分納で対応される方が、私は今回の件によって、ふえてくると思いますので、その方が今後分納がいつ終わって、きちっと正式に満額払えていけるどうか、そういったところも、しっかりと行政のほうで掌握していくということが、より国民健康保険税、大変な方皆さん、一生懸命払っておりますので、その辺はきちっと追跡して、ちゃんとみんながきちっと払えて、時期的にはちょっと分納があるかまからんけれども、しっかりと満額払っていけるような、そういったどの辺からなっていくか、そういったところもしっかり調べて、健全な美祢市における国民健康保険税を運営していただきたい。このようにお願いを申しあげるところです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 私、教育民生建設に入ってませんので、ここで質問させていただきます。14と15号と関連もありますけど、これについて数点お尋ねいたし

ます。

事業者について、説明の中に「事業者が云々……」ってありますが、その事業者について従来は自由参入だったと思うんですが、これは今度は、公募とかで選考によるものでしょうか。

それと、特定の事業者に地域のケアは任せることになると思いますが、1社の独占にはならないかと思いますがどうでしょうか。

その場合、1社なのか、それとも事業者を何社か考えておられるのかということで、次に、定期循環型……ありますけど、これについて新しいサービスで24時間体制、また1日に何回もお宅に巡回をするということですが、コスト削減とかで人件費の節約やまた訪問回数を減らしたりとか、そういった少ない時間で多くを回することで、こういった介護の労働者の方に負担がたかさかからないかといったことで、そういったことが、市が指導ができるものかどうなのかということもお尋ねします。

そして、次に、今は要支援の1と2の方は予防給付としてヘルパーさんによって、家事援助やデイサービスなども利用しておられますが、この制度が導入されると本人の決定権がなくなって、今までのようなサービスが受けられなくなるのではないかと思います、この点どうでしょうか。

それと、このサービスを利用した場合、今まで訪問介護とか訪問看護、併せて受けられるのかどうか、この数点についてお尋ねをいたします。

議長（秋山哲朗君） 福田市民部長。

市民福祉部長（福田和司君） 只今の三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、制度そのもの、今回の条例改正の趣旨につきまして、誤解があるようですので、そちらについてももう一度、再度確認させていただきます。

本議会の冒頭、市長のほうから提案説明にもございましたように、今回の条例改正につきまして、条例施行につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革にかかる第2次一括法、この施行に伴いまして、条例の整備等をする。

簡単に申しますと、今回の改正によりまして、それぞれの地域が、自主性、自立性を高めるために、今まで省令等で決めていたものを、それぞれの自治体において条例制定をするということが大きな趣旨でございまして、制度そのものが全くもっ

て、変わるというのではなく、今まで省令で定めていたものをそれぞれの自治体において、条例制定を行うということでございます。

それが大前提でございまして、御質問がございました1点目の事業者の自由参入ではなく公募なのかということと、事業者、何社考えておられるかということでございますが、これにつきましては、3年ごとに介護保険料の決定を行いながら、介護の保険事業計画というものを策定しております。当然のことながら、その介護保険をこの地域において、どのようなサービスを提供して、どういった保険料でやるかということが、基本となるものでございまして、それにつきまして、それぞれ各事業所から自由に自由参入、これは今までどおりでございまして、介護保険事業者等から情報提供をいただいて、いろんなサービスを今度やっていくという中で、美祢市においてどういったサービスが地域の皆さんにとって、一番ベストな介護保険事業であるかということを高齢者の保健福祉推進会議というところで、検討いただきまして、市長のほうに報告をいただいて、その中で介護事業について本市で考えていくというスキームになっております。それにつきまして変更等はございません。

2点目は、定期巡回と言われて途中でやめられたんですけど、恐らく定期巡回・随時対応型の訪問看護、24時間の看護についてのことだろうとは思いますが、これにつきましては、本市においては、今そういった事業を行われている介護事業者さんはございません。これにつきましても、保険料との関係がございまして、美祢市にとって、どういった介護事業がいいのか、それが保険料にどのようにはね返るのかも含めて検討いただいた上で、いい方法をとっていくということです。

ですから、今現在は、ありませんけど、今後そういう形の検討も必要であろうかと思いますが、これも事業者さんとの兼ね合いもありますので、そういったことも考慮した上で今後検討して、また決定すればお示しさせていただくという形になるかと思えます。

それと、3点目が要支援のサービスが、これまでのサービスが受けられなくなるんではないかということをお聞かせされたと思えます。

これにつきましては、介護のサービスにつきましては、法的にどれができない、できるということではなくして、介護を受けられる市民の方と介護事業者さんが今の現行制度の中で、どういったサービスがいいのか悪いのか、協議をいただいた上で、当然、金額も含めて協議をいただいた上で、いろいろなケアプランを立てます

ので、その中で答えを出していくというやり方ですので、決して事業させないとか、今回の改正においてできなくなったということはございません。長くなりましたけど以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） この議案の中の14から15の長い長い説明の中で、いろいろこれが改正なった分で、この今、私が言いましたようなことが当たるのではないのかと思ったんですが、そういったことはないということなんですか。この説明で私は拾ったような感じがしますが。

議長（秋山哲朗君） 福田部長。

市民福祉部長（福田和司君） 冒頭に説明いたしましたように、法令で定められているものを各自治体が条例制定をするということでございます。

基本的に、国の示しておりますものには、大きく三つございまして、これまでの法令に従うべきものと、標準とする基準、それと参酌すべき基準という大きく三つに分かれおりまして、当然のことながら、法令に基づいた条例制定となっております。

そのプラスアルファの部分として参酌すべき基準というのがございまして、今回の改正の中で、美祢市の独自のものといたしまして、非常災害対策についての防災マニュアル等の上乗せ基準を設けさせていただいたことと、密着型の介護福祉施設の一つの居室につきまして、国の基準では最大2名となっておりますが、これを4名までに拡大して、地域の皆さんが使いやすいようにという、これにつきましても、県の定めます条例の規定に基づきまして、本市がそれに準用した形で対応していくということが大きな改正でございまして、議員さん言われるような不利益な改正ではございません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第16号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第17号美祢市下水道条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第18号美祢市都市下水路条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第19号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第20号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第20号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第21号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第21号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） ずっと22号以降が施設の使用料のことなんですが、確認の意味でお尋ねしますけど、今までは午前と午後と夜間と使用料が決まっていたけど、これが、1時間ごとに使用料が変わったということなんですが、それはそれで大変いいと思います。

この中に、この前も聞いたんですけど、確認のために、冷暖房が以前は別に設けてあったんですけど、この利用料の中に冷暖房費は入っているってことよろしいでしょうか。確認です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） 三好議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほど、議員さんのほうからもおっしゃいましたように、使用料の中に光熱水費、電気代の使用料が含まれているということです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第22号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第23号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第24号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第24号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第25号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第25号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第26号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第27号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第30、議案第28号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第28号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第31、議案第29号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第29号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第32、議案第30号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第30号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第33、議案第31号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第31号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第34、議案第32号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第32号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35、議案第33号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第33号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第36、議案第34号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第34号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第37、議案第35号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第35号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第38、議案第36号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第36号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第39、議案第37号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第37号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第40、議案第38号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第38号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第41、議案第39号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第39号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第42、議案第40号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第40号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第43、議案第41号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第41号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第44、議案第42号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第42号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第45、議案第43号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第43号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第46、議案第44号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第44号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第47、議案第45号美祢市都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第45号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第48、議案第46号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第46号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第49、議案第47号権利の放棄についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第47号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第50、議案第48号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第48号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第51、議案第49号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第52、議案第50号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第53、議案第51号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。これの募集要項ですが、家族旅行村の募集要項の中で、前回の平成24年4月1日からの分でしたら、応募条件の中に職員の雇用というのがありまして、これまで雇用していた旧財団職員秋吉台家族旅行は、引き続き雇用をすることと、24年のときはなっているんですが、今回の25年の募集要項の中では、同じく職員の雇用について引き続き雇用の継続に努めることとなっておりますが、どのようになっているのかお尋ねします。

それと、それに引き続いて、雇用された方の条件、処遇について、一方的な不利な変更にならないかどうかということもお尋ねします。

それと、今、今度、旅行村とリフレッシュパークが一緒になって、リフレッシュパークのトロン温泉のところです、あそこの従業員の方たちの雇用とか待遇とかはどうなっているのか、そういうのがこの要綱の中で、どう理解すればいいのでしょうか。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 三好議員の質問にお答えいたします。

まず、募集要項で、昨年の募集要項では、職員を従前、家族旅行で雇用された職員は引き続き雇用することというふうに明記しております。

今回は、雇用については、努力義務ですね。そういったことにしております。表現は、やや違うんですけど、市といたしましては、やはり募集説明会をする際におきまして、応募者に今まで美祢市の雇用状況等を詳しく説明いたしまして、やはりそこで生きがいを持って働いている人達ですから、引き続きちゃんと雇用していた

だくようにというのは、念押ししております。

雇用条件に関しましても、十分に指定管理料等の算定にも反映させておりますので、そういった条件が解約されるようなことのないような募集の仕方に十分説明はしております。

それとあと、リフレッシュパークの委託職員の状況と言われましたけど、基本的にリフレッシュパークの職員にいたしましては、雇用のほうを引き続きお願いするといった説明はしておりません。

ただし、リフレッシュパークで働く職員は、これまで長い年月をかけて、こういったいろんなノウハウ等を身につけておりますので、指定管理者が変わった場合は、ノウハウを持った人間というのは必ず必要となってくる人材だというふうに考えております。

だから、一応これに関しましても、職員をこれまで他の部署で委託職員として美祿市に引き続き雇用するのを希望しているのか、それとも引き続きトロン温泉という、リフレッシュパークという場所において雇用していただきたいというふうな意思を持っておるかどうかというのは、これから面接等行って把握していきます。

その中で、やはり引き続きリフレッシュパークで働きたい職員がいれば、市として、新しい指定管理者にも雇用条件を下げずに、ちゃんと雇用していただくような折衝は今からやっていくつもりでおります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） 思うんですけど、旧財団の、家族旅行村の旧財団の職員たちですよね。その人たちと、今リフレッシュで働いている方は、一つの指定管理になったら同じ待遇でないとおかしいと思うんですけど、そういった面ではどのように指導されるのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 大野課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 家族旅行村で働く職員と今現在、リフレッシュで働く職員、それぞれ雇用条件等違いますから、特に家族旅行村で働いている職員に関しましては、今の管理者の正社員といった形になっている方が多くいらっしゃいます。リフレッシュに関しましては、うちの委託職員ということで、特に、賞与等もない、そういった状況になっております。

今度、これを一つの指定管理者が同じ待遇で職員の雇用するかどうかというのは、現実的にどういうふうな雇用の仕方をするか、市として把握しておりません。ただし、やはり差別のないように、やはり気持ちよく働いてもらうような形でてものが大事ですので、その辺も随時、市としては、確かめ合いながら引き継ぎを行っていきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さん、大変お疲れでしょうけども、会派代表者会議、その後、議員全員協議会をやりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

午後 6時12分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月3日

美祿市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

岡山隆

”

高木浩生